

令和3年度までの区債権の状況と令和4年度における収入率向上に向けた取組について

区では、「中野区の債権の管理に関する条例」の規定に基づき、債権の適正な管理に努め、収入率向上に向けた取組を進めてきたところである。

この度、区債権のこれまでの状況と、令和4年度における収入率向上に向けた取組を取りまとめたので、報告する。

1 令和3年度までの区全体の未収金（国庫支出金等債権管理対象外の歳入を除く）について ※令和3年度の数值は速報値

区全体の収入未済額は、令和3年度で約4.6億円となり、令和2年度と比較すると、約6億円圧縮することができた。これは、全体の約75%を占める主要3債権（特別区民税、国民健康保険料及び介護保険料）の収入未済額の減少によるところが大きい。

一方、不納欠損額は、特に国民健康保険料について増加が大きく、令和2年度と比較して約3億4千万円増加した。

区全体の未収金額（国庫支出金等債権管理対象外の歳入を除く）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入未済額	4,925,222 千円	4,816,593 千円	5,391,617 千円	5,242,081 千円	4,645,960 千円
対前年度増減額	▲ 370,874 千円	▲ 108,629 千円	575,024 千円	▲ 149,536 千円	▲ 596,121 千円
不納欠損額	1,159,856 千円	1,145,755 千円	886,986 千円	1,079,615 千円	1,419,675 千円
対前年度増減額	16,989 千円	▲ 14,101 千円	▲ 258,769 千円	192,629 千円	340,060 千円

2 各債権の状況について 別紙のとおり

3 その他

令和3年度は、令和2年度特別区長会調査研究機構における調査研究結果を踏まえ、構造改革実行プログラムの個別プログラムの一つとして挙げている「債権管理体制の強化」に向け、債権管理対策会議等で検討を進めてきた。令和4年度中に開始する国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納債権の一元管理の状況を踏まえ、先進自治体の事例を参考にするなど、今後の債権管理体制について引き続き検討を進めていく。

各債権の令和3年度までの状況と令和4年度を取組

※令和3年度の数値は速報値

1 主要3債権について

主要3債権の令和3年度の収入未済額は約35億円で、令和2年度と比較すると、約6億7千万円減少した。一方、不納欠損額は、約3億4千万円増加している。

各債権の詳細は、以下のとおりである。

【表1】主要3債権合計

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入未済額	3,978,226 千円	3,848,814 千円	4,283,391 千円	4,138,198 千円	3,473,128 千円
対前年度増減額	▲ 378,145 千円	▲ 129,412 千円	434,577 千円	▲ 145,193 千円	▲ 665,070 千円
区債権全体に占める割合	80.8%	79.9%	79.4%	78.9%	74.8%
不納欠損額	1,079,510 千円	1,057,501 千円	801,296 千円	957,594 千円	1,294,715 千円
対前年度増減額	25,945 千円	▲ 22,009 千円	▲ 256,205 千円	156,298 千円	337,121 千円
区債権全体に占める割合	93.1%	92.3%	90.3%	88.7%	91.2%

(1) 特別区民税

【表2】特別区民税

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入未済額	1,347,725 千円	1,192,325 千円	1,273,418 千円	1,118,901 千円	921,993 千円
対前年度増減額	▲ 368,500 千円	▲ 155,400 千円	81,093 千円	▲ 154,517 千円	▲ 196,908 千円
収入率	95.3%	95.9%	95.9%	96.6%	97.1%
23区順位	19位	20位	22位	21位	未確定
不納欠損額	228,793 千円	184,896 千円	119,824 千円	107,464 千円	99,807 千円
対前年度増減額	2,332 千円	▲ 43,897 千円	▲ 65,072 千円	▲ 12,360 千円	▲ 7,657 千円

【現状】

収入率は年々上昇している。その要因として、滞納繰越額28万円以上の高額滞納者に対して個別に担当者を配置し、滞納整理専門員と協力して滞納整理を進めたことによる高額滞納者の減少（令和3年度900人→令和4年度680人）、前年度の財産調査の結果を踏まえた精度の高い調査を実施し、滞納処分件数の増加（令和2年度2,950件→令和3年度3,390件）が挙げられる。

【課題】

高額滞納者が減少している一方で、少額滞納者に対して行う滞納処分は1件あたりの換価額が少ないため、収入額を増加させるためには、さらなる体制強化が必要となる。

【これまでの主な取組】

- ①国税OBである滞納整理専門員を活用した専門的な滞納処分
- ②財産調査業務委託化による調査件数の増加及び財産判明率の高い調査を行うための財産調査内容の精査
- ③督促状の発付時期繰上げによる滞納処分・催告の早期着手
- ④キャッシュレス決済の拡充

【令和4年度の取組】（目標収入率：97.5%）

- ①既読の有無の確認やURLの貼り付けによる納税相談ページ（区ホームページ）への誘導を行うことができるSMSを活用し、さらに効果的な納付勧奨を行う。【新規】
- ②滞納者全体の約4割を占める区外滞納者に対して、課税権を有する自治体に照会を行うことにより、滞納処分や執行停止に繋げる。
- ③住所異動等により督促状や催告書が返戻された滞納者に対して、速やかに現住所調査を行い、滞納者に確実に文書が送付されるようにするとともに、現住所の自治体に照会を実施する。
- ④財産調査の結果を踏まえ、より精度の高い調査を実施し、滞納処分件数の増加に繋げる。
- ⑤収入率の向上を図るため、Web口座振替サービスを導入する。【新規】

(2) 国民健康保険料

【表3】国民健康保険料

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入未済額	2,457,865 千円	2,505,329 千円	2,850,824 千円	2,849,098 千円	2,400,415 千円
対前年度増減額	▲ 8,058 千円	47,464 千円	345,495 千円	▲ 1,726 千円	▲ 448,683 千円
収入率	74.0%	73.4%	71.8%	70.0%	70.9%
23区順位	15位	17位	20位	21位	未確定
不納欠損額	780,430 千円	796,124 千円	633,478 千円	819,003 千円	1,137,291 千円
対前年度増減額	19,189 千円	15,694 千円	▲ 162,646 千円	185,525 千円	318,288 千円

【現状】

令和2年度は収入率の低い若年層、外国人被保険者数の増加、新型コロナウイルス感染拡大による生活状況の悪化により収入率が下がったが、令和3年度は口座振替加入の促進に力を入れたことにより、やや持ち直した。

【課題】

口座振替加入の促進として戸籍住民課及び地域事務所への協力依頼、オンライン資格確認を活用した国民健康保険と社会保険の二重加入の解消、賦課の適正化を着実に進める必要がある。

外国人の収入率向上対策としては、令和3年度に鷺宮地域で実施した特別区民税・国民健康保険制度の説明会を東中野地域でも実施するとともに、他の地域及び外国人が多数在籍する日本語学校等への働きかけが必要である。

【これまでの主な取組】

- ①財産調査の早期着手
- ②社会保険加入の可能性のある方への資格喪失勧奨
- ③口座振替加入の勧奨
- ④キャッシュレス決済の拡充
- ⑤SMSを活用した納付勧奨
- ⑥区外転出者への訪問催告及び現況調査委託
- ⑦税務課との滞納処分情報の共有
- ⑧鷺宮地域で、国民健康保険制度についての説明会を実施

【令和4年度の取組】（目標収入率：71.9%）

- ①滞納処分の強化のため、滞納整理専門員の増員及び後期高齢者医療保険料滞納繰越分の一部についても滞納整理を行う滞納整理業務に特化した滞納整理係を新たに設置する。【新規】
- ②収入率の向上を図るため、Web口座振替サービスを導入する。【新規】
- ③既読の有無の確認やURLの貼り付けによる納付案内ページ（区ホームページ）への誘導を行うことができるSMSを活用し、さらに効果的な納付勧奨を行う。【新規】
- ④督促状の発付時期繰上げにより早期の納付勧奨を強化する。
- ⑤債権管理対策アドバイザーによる支援を受けながら、収入率向上と債権管理一元化に向けた検討を行う。【新規】
- ⑥国民健康保険と社会保険の二重加入の解消のため、オンライン資格確認による資格喪失勧奨を強化する。

(3) 介護保険料

【表4】介護保険料

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入未済額	172,636 千円	151,160 千円	159,149 千円	170,199 千円	150,720 千円
対前年度増減額	▲ 1,587 千円	▲ 21,476 千円	7,989 千円	11,050 千円	▲ 19,479 千円
収入率	95.5%	95.9%	96.2%	96.2%	96.2%
23区順位	6位	8位	8位	11位	未確定
不納欠損額	70,287 千円	76,481 千円	47,994 千円	31,127 千円	57,617 千円
対前年度増減額	4,424 千円	6,194 千円	▲ 28,487 千円	▲ 16,867 千円	26,490 千円

【現状】

収入率、23区順位とも安定している。その要因として、普通徴収者に対する口座振替加入の勧奨、納付相談等の機会に滞納繰越分と併せて現年度分の収納を行い、滞納繰越調定額の削減に努めてきたことによるものである。

【課題】

特別徴収は100%の収納が見込まれることから、普通徴収の未収金対策として、口座振替加入の促進や給付制限対象者への取組などを強化していく必要がある。

【これまでの主な取組】

- ①65歳到達者に送付する被保険者証にペイジー口座振替申込書を同封するなどの口座振替加入の促進
- ②定期的な督促状・催告書の送付による滞納者への納付及び相談の勧奨
- ③キャッシュレス決済の拡充

【令和4年度の取組】（目標収入率：96.3%）

- ①普通徴収の確実な収納のため、高齢者総合相談窓口、各地域事務所のキャッシュカードによる口座振替手続を進め、口座振替原則化の徹底を図る。
- ②収入率の向上を図るため、Web口座振替サービスを導入する。【新規】
- ③要介護（支援）認定申請を行った滞納者に対し、給付制限の対象となることを周知し、未納保険料の納付強化を図る。
- ④定期的に督促状・催告書を発送して、滞納者への納付相談、納付勧奨を行い、未納保険料の徴収の強化を図る。
- ⑤納付困難な生活困窮者に対して、減免制度の周知を図る。

2 その他の債権について

区債権には主要3債権以外にも、後期高齢者医療保険料などの強制徴収（差押等）できる公債権と、生活保護費過年度過払金返還金などの強制徴収できない公債権がある。

また、公債権以外に各種福祉資金貸付金返還金などの私債権がある。これらの主要3債権を除く公債権と私債権の令和3年度の収入未済額の合計は約12億円となっており、不納欠損額は約1億2千万円だった。収入未済額及び不納欠損額が大きい後期高齢者医療保険料、生活保護費返還金・徴収金等の詳細は、以下のとおりである。

【表5】 その他の債権合計

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入未済額	946,996 千円	967,779 千円	1,108,226 千円	1,103,883 千円	1,172,832 千円
対前年度増減額	7,272 千円	20,783 千円	140,447 千円	▲ 4,343 千円	68,949 千円
不納欠損額	80,346 千円	88,254 千円	85,690 千円	122,021 千円	124,959 千円
対前年度増減額	▲ 8,956 千円	7,908 千円	▲ 2,564 千円	36,331 千円	2,938 千円

【主な債権と取組】

(1) 後期高齢者医療保険料

【表6】 後期高齢者医療保険料

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入未済額	63,598 千円	56,048 千円	63,495 千円	56,041 千円	53,593 千円
対前年度増減額	6,385 千円	▲ 7,550 千円	7,447 千円	▲ 7,454 千円	▲ 2,448 千円
収入率	97.9%	98.1%	98.1%	98.3%	98.6%
23区順位	7位	9位	9位	9位	未確定
不納欠損額	14,710 千円	19,727 千円	10,466 千円	14,514 千円	13,646 千円
対前年度増減額	1,683 千円	5,017 千円	▲ 9,261 千円	4,048 千円	▲ 868 千円

【現状】

基礎年金以外の所得により保険料額が増額する被保険者が増え、年金からの納付者は年々減少する一方、普通徴収による納付者は増え、現年分保険料の安定的な収納確保が難しくなっている。

【課題】

納付書等による支払者に対し、納付書の紛失や納付忘れなどによる未納を防ぎ、滞納繰越を発生させないように、口座振替加入の勧奨を積極的に行い収納を確保する必要がある。

また、高額滞納及び徴収困難案件を効率的・効果的に処理するための徴収事務体制を構築する必要がある。

【これまでの主な取組】

- ① 75歳到達による新規加入者や、特別徴収から普通徴収切替対象者への口座振替加入の促進
- ② 75歳到達による新規加入者の保険料決定通知や、督促状などの納付書の送付と合わせた多様な支払方法を紹介するチラシの同封
- ③ 定期的な督促状・催告書の送付による滞納者への納付相談、納付勧奨
- ④ キャッシュレス決済の拡充

【令和4年度の取組】（目標収入率：98.6%）

- ① 普通徴収の確実な収納のため、75歳到達による新規加入者への保険証発送と合わせた口座振替加入の勧奨や、特別徴収から普通徴収へ支払方法が変更になった被保険者への口座振替加入の促進を行う。

- ②収入率の向上を図るため、Web口座振替サービスを導入する。【新規】
- ③新型コロナウイルス感染症予防も見据えた納付環境を整備し、区民の利便性を高めるため、スマートフォンを利用したキャッシュレス決済を促進する。
- ④新型コロナウイルス感染症拡大に伴い納付困難となった方及び所得が低く納付困難な方については、早めの納付相談、保険料減免制度の周知により未収金の発生を抑制する。
- ⑤国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の滞納整理の一体化を図り、滞納整理係と連携しながら高額滞納及び徴収困難案件を中心に調査と滞納処分を進める。【新規】
- ⑥既読の有無の確認やURLの貼り付けによる納付案内ページ（区ホームページ）への誘導を行うことができるSMSを活用し、さらに効果的な納付勧奨を行う。【新規】

(2) 生活保護費返還金・徴収金等

【表7】生活保護費返還金・徴収金等

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入未済額	731,041 千円	745,497 千円	826,837 千円	919,050 千円	999,687 千円
対前年度増減額	35,271 千円	14,456 千円	81,340 千円	92,213 千円	80,637 千円
収入率	12.6%	11.8%	8.9%	12.2%	12.0%
不納欠損額	44,039 千円	47,852 千円	54,712 千円	90,943 千円	103,405 千円
対前年度増減額	5,509 千円	3,813 千円	6,860 千円	36,231 千円	12,462 千円

【現状】

平成30年度から組織体制の分業化により、返還金徴収事務を専門とする職員のスキルアップを図れたことから、返還金等が増加した結果、毎年収入未済額及び不納欠損額が増加している。

【課題】

生活保護法第63条に基づく返還金（急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合の返還金）については、滞納繰越になると返還金の消費等により収入率が一桁になってしまうことから、返還の発生を把握した段階で、返還金を消費する前に現年度中に納付してもらうことが必要である。また、生活保護法第78条に基づく徴収金（不正な手段により保護を受けた場合の徴収金）については、現年度の段階から収入率が一桁であり、債権回収だけでなく保護受給者へ収入申告義務の説明の徹底等、不正受給を発生させない取組が重要である。

【これまでの主な取組】

- ①返還金・徴収金が発生した時点でのケースワーカーによる納付相談・指導
- ②徴収金が発生した場合における、受給者の了解を得た上で可能な限り翌月以降の保護費から相殺することによる債権回収の推進
- ③定期的な督促状の発行及び納付相談・指導

【令和4年度の取組】（目標収入率：12.8%）

- ①被保護世帯の年金・就労等の収入状況を常時把握し、収入金の未消費時点での債権の把握・早期回収に努める。
- ②徴収金については保護費からの相殺を利用し、毎月の定額納付を推進する。
- ③制度変更や対象者の収入状況の変化に留意し、収入認定や基準変更の徹底により過払金を発生させない取組を進める。
- ④督促状・催告書の発行等、納付勧奨の強化を図る。

(3) 福祉資金貸付金返還金

【表8】福祉資金貸付金返還金

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入未済額	65,656 千円	50,850 千円	42,133 千円	35,660 千円	31,142 千円
対前年度増減額	▲ 15,764 千円	▲ 14,806 千円	▲ 8,717 千円	▲ 6,473 千円	▲ 4,518 千円
収入率	26.2%	24.3%	25.5%	31.2%	26.2%
不納欠損額	7,741 千円	7,955 千円	4,263 千円	1,349 千円	0 千円
対前年度増減額	6,701 千円	214 千円	▲ 3,692 千円	▲ 2,914 千円	▲ 1,349 千円

【現状】

滞納月数に応じた催告書発送及び債権回収業務委託の効果並びに区的生活保護受給者となった債務者に対するケースワーカーとの連携などにより、収入未済額は圧縮されている。

収入率は、一括償還があった令和2年度は一時的に増加したが、一定の水準で推移している。

【課題】

督促、催告の他、滞納分へ繰り越さないために、現年度分を滞納させないための取組を実施する。

【これまでの主な取組】

- ①債権回収業者への委託債権の状況を定期的に把握し、委託債権の入替えを行い回収効果を上げる取組を実施
- ②滞納月数に応じ、催告書文面を変更のうえ、借受人・連帯保証人等へ送付

【令和4年度の取組】（目標収入率：22.3%）

- ①滞納月数に応じて催告書の文面を変え、借受人及び連帯保証人等に送付する（年2回）。
- ②債権回収業者との連絡を密にし、債務者の状況を把握した上で委託する債権を見直す。
- ③区的生活保護受給者となった債務者に対しては、ケースワーカーと連携した債権管理を行う。